

有機栽培稲作の基本的な耕種基準

(1) ほ場の選定について

- 1) 前作の水稲収穫が終わってから、有機栽培申請水稲の収穫前1年以上経過していること。
(前年の収穫が9月20日の場合、申請年の収穫が9月21日以降でないと条件をクリアできない。)
- 2) 申請ほ場について、周辺及び隣接ほ場からJAS規格に基づく使用禁止資材の飛散がないよう、自ら下記の飛散・流入防止策を講ずること。また、飛散・流入の有無について必ず記録すること。
 - ① 申請ほ場が慣行栽培や特別栽培等のほ場から、概ね1筆程度離れていること。1筆とは概ね30aほ場を想定する。
 - ② 申請ほ場が慣行栽培や特別栽培ほ場と農道、水路、畦畔等で接しており、その距離が5m以上の場合、隣接ほ場の生産者と生産方式等に関する協議を行うとともに、その旨の記録するものとする。
 - ③ 申請ほ場が慣行栽培や特別栽培ほ場と農道、水路、畦畔等で接しており、その距離が5m未満の場合、隣接ほ場の生産者と使用禁止資材を飛散・流入させない旨の協議書(署名、捺印が必要)を取り交わすものとする。
 - ④ 有機認証対象ほ場の隣接ほ場等で、使用禁止資材の散布施用がある場合には、認証生産行程管理者(申請者)自らが作業に立会い、使用禁止資材の飛散・流入を確認することが望ましい。
 - ⑤ 申請ほ場について、周辺及び隣接ほ場から使用禁止資材の飛散等が無いように目印として、赤旗等を設置する。(一筆毎に上部・下部)

(2) 種子及び外部購入資材

- 1) 種子は原則として有機ほ場から採種したものを使用する。外部購入する場合はその理由を明確にすること。
- 2) 有機ほ場から自家採種が不可能な場合は、農協等から有機農産物由来の種子を購入する。それも入手不可能な場合は使用禁止資材が使用されていないことを確認する。
- 3) ほ場で持続効果のある化成肥料及び農薬(別表 1,2 は除く)は使用しない。
- 4) 組換えDNA技術を用いて生産された種子は使用しない。
- 5) 外部購入種子使用の場合は、使用禁止資材が使用されていないことを販売者に確認し、記録する。
- 6) 有機農産物生産に使用する資材は、その他の資材(化成肥料・農薬等)と隔離して保管する。
- 7) 種子については、コットンリントーに由来する再生繊維を原料とし、製造工程において化学合成物質が添加されていない農業用資材に帯状に封入されたものを含む。

(3) 種子予措及び育苗管理

- 1) 種子の比重選は、風選あるいは有機栽培対応可能(採掘または、海水から化学方法によらず生産された塩)な塩水選による。
- 2) 有機栽培対応可能な処理剤による場合は、その使用理由を明確にすること。
- 3) 育苗床土は、採取地において2年以上使用禁止資材が使用されていないこと。さらに、製造過程で使用禁止資材等での処理・添加がされていないこと。(採取業者・製造業者の証明必要)
- 4) 育苗管理では使用禁止資材を使用しないこと。
- 5) 育苗箱はプール育苗等により直接土壌に触れないようにし、用水に禁止材が流入しない措置を講じること。
- 6) 育苗地周辺において使用禁止資材を使用しないこと。また、使用禁止資材が飛来・流入しないよう防止措置

がとられていること。

- 7) 育苗のハウスで前後作を生産する場合は、使用禁止資材等を使用しないことが望ましい。禁止資材の使用があった場合は飛散・汚染等の予防措置をとること。

(4) 本田管理

- 1) 用排水が完全に分離していること。
- 2) 慣行栽培ほ場を通過した水を、やむを得ず用水として利用する場合は、用水を一時的に貯留し浄化するための緩衝水田(概ね1割程度で栽植状態)等を設け、有機栽培ほ場に使用禁止資材が直接流入しない措置を講ずること。
- 3) 畦畔の構造基準は、概ね幅 40cm・高さ 30cm程度で、漏水がなく増水時でも越流しないよう、地域の実情にあったものであること。
- 4) 畦畔の草刈り等を徹底して病虫害の発生防止に努めること。
- 5) 肥培管理は、当該ほ場若しくはその周辺に生息する生物の機能を活用した方法によること。また、当該ほ場若しくはその周辺から生物(組換えDNA技術を用いていないものに限る。)を導入することができる。
- 6) 5)による肥培管理だけで生産が困難な場合は、「有機農産物の日本農林規格」に定められた肥料及び、土壌改良資材のみを使用し、その理由を明確にすること。
- 7) 有害動植物防除は、耕種的・物理的・生物的防除またはこれらを適切に組合せた方法により実施されていること。
- 8) 7)による防除等が困難な場合は「有機農産物の日本農林規格」に定められた農薬のみを使用し、その理由を明確にすること。

(5) 収穫・調製・保管・出荷

- 1) 収穫、乾燥、収摺り作業等において、有機農産物以外の農産物との混合の防止を図ること。(作業前に水・エアール等による掃除を徹底すること。)
有機農産物を作業処理する時には、最初に作業機を通過した農産物の一部を除去して、有機農産物以外の農産物扱いとすること。
- 2) 精米作業等において、有機農産物以外の農産物との混合の防止を図ること。
(作業前に水・エアール等による掃除を徹底すること。)
有機農産物を精米処理する時には、最初に作業機を通過した有機農産物の一部を除去して、有機農産物以外の農産物扱いとする。
- 3) 輸送方法が収穫物ごとに明確に区分され混合防止されていること。
- 4) 保管場所は収穫物ごとに明確に区分されていること。
- 5) 袋詰め等の作業時には明確に識別できる袋を使用したり、判別することが容易な目印等を付して有機農産物以外の農産物との混合・取違い防止を図ること。

- (6) ほ場等における肥培管理及び、有害動植物の防除をする場合に、有機農産物生産に対応できる JAS1605 の表 A. 1、B. 1 の資材を使う場合には、その使用理由を明確にすること。